

議案第 53 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原敏司

提案理由

社会保険診療報酬支払基金法の改正により、社会保険診療報酬支払基金の名称が、令和 8 年 10 月 1 日から医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に変更されることに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、規約の一部を変更する規約案を提出するものです。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前に掲げる規定を同表の変更後に掲げる規定に下線で示すよう変更する。

変更後	変更前
<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(広域連合の経費の支弁の方法)</p> <p>第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 交付金</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。